

裁判員制度出前講義のご案内

裁判官が、あなたの職場やグループなどにお伺いし、裁判員制度について、ご説明させていただきます。会議、研修、勉強会、レクリエーション、集会などの機会に利用されてはいかがでしょうか。

費用は一切掛かりませんので、人数の多少にかかわらずお気軽にご申込みください。



『説明内容』

- 裁判員制度全般
- 裁判員に選ばれるまで
- 裁判員裁判の流れ
- 裁判員の負担軽減のための取組
- 裁判員経験者の感想
- ※ その他質問もお受けいたします。

『申込方法』

- 電話による申込み（次の申込先にお電話ください）
又は
- 郵送又はファクシミリによる申込み
申込書に必要事項をご記入の上、次の申込先まで郵送又はファクシミリにより送付してください。

（注）申込みの状況によっては、実施が遅くなる場合や裁判官の派遣ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

『申込先』

旭川市花咲町4丁目 旭川地方裁判所事務局総務課文書係
電話 0166-51-6255 ファクシミリ 0166-54-2506